



高井 洋一 議員

### 退職手当削減、地方交付税・地方給与削減

#### 問

本年1月の自公政権の閣議決定による地方への「押し付け」は、地方自治の根幹に関わるものである。本市は、どのような認識を持ち、どう対応するのか。

#### 答 中村市長

退職手当削減は、国家公務員は、給付水準の引き下げを本年1月から段階的に実施することになつている。

地方公務員も、それに準じた改正を求められており、本市も地方公務員法に規定している均衡の

原則からみても、給付水準の見直しは、やむを得ないと考えている。

給与の削減分を交付税措置とする手法には違和感を覚え、全国市長会など地方六団体においても、地方固有の財源である地方交付税を政府の政策誘導手段として利用することは、本質的な問題があるとして反論している。

しかし、交付税の財源措置の対象となる事業が、緊急防災減災事業など、市民生活に影響が及ぶことでもあり、全国的な動きも注視しながら市民に納得してもらおう施策を実施していく必要がある。

また、退職手当も含め、職員給与の原資は、言うまでもなく税金である。職員に対しては、大変厳しい内容の削減であることは十分承知しているが、納得が得られるよう思慮を重ねるべきと考えている。

#### 答 財務課長

今回の地方公務員給与費削減で、一般財源として約7800億円の減になるとの国の試算が示されている。

各市町村にどれほどの影響があるかということを示されておらず、例年4月から8月末にかけて行われる、平成25年度の地方交付税算定の際に、具体的なものが示され、数字が確定していくことになる。

### 就学援助について

#### 問

- ①本市の就学援助制度の内容(根拠)と件数は。
- ②市民への周知と今後の対応を問う。
- ③本市独自の補助規定と年度途中の申請は可能か。
- ④申請に民生委員の署名は必要か。

#### 答 春田教育長

①就学援助制度は、憲法第26条に基づき、教育の機会均等を保障する制度である。

要保護者には、教育扶助の対象外である修学旅行費等を支給し、準要保護者には、学校給食費・通学用品費・学用品費・修学旅行費・クラブ活動費等の義務教育に係る費用の一部を支給している。

本市の実施状況は、平成24年11月30日現在で、要保護者は28名、準要保護者は、344名であり、ここ数年間で大幅な変動はない。

②今後は、就学援助制度の趣旨を現場の先生にもよく理解していただき、家庭訪問、参観日、各説明会などを利用して保護者への周知徹底を図りたい。

経済的理由によって、ひとしく教育を受ける権利が奪われる子どもが出

ないよう努めたい。

#### 答 学校教育課長

③補助限度額は、要保護者は生活保護の教育扶助で原則賄われる。

生活保護で賄われないものに関しては、毎年国から補助限度額が示され、それに準じて対応している。準要保護についても、同様に対応している。

年度途中の申請は、学校の転校、家庭の事情等変更があれば、随時学校を通して申請していただいている。

④申請に関して、民生委員の署名等は必要ない。



クラブ活動に励む生徒達 (本文と写真とは関係ありません)